

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

70百万円（51百万円）

環境保健部企画課化学物質審査室

1. 事業の概要

改正化審法に基づき、平成23年4月1日より、優先的にリスク評価を行うべき「優先評価化学物質」を選定し、それらの物質について有害性や環境汚染のおそれがあるかどうかを判定するためのリスク評価を順次実施する。本事業は、これらの具体的な手法を確立するためのもの。

他方、化学物質やその含有製品を長期間使用した場合やそれらの廃棄段階を考慮していないといった問題も指摘されていることから、これらの段階における化学物質のスクリーニング評価手法及びリスク評価手法についての検討を含め、スクリーニング・リスク評価の実施状況をフォローアップしつつ課題等を抽出・分析し、より包括的・効率的なものとなるよう手法の向上に向けた検討を行う。

2. 事業計画

平成23年度

- ・化審法に基づくリスク評価の順次実施
- ・化学物質及び含有製品の長期使用・廃棄段階におけるリスク評価手法の検討
- ・当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

平成24年度

- ・化審法に基づくリスク評価の順次実施
- ・化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良

平成25年度～

- ・改良したリスク評価手法によるリスク評価の順次実施

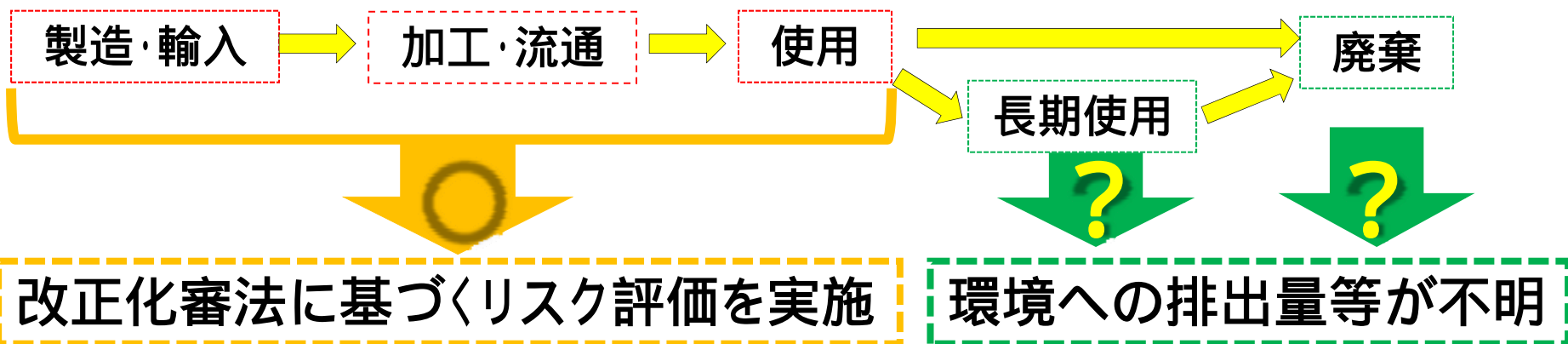
3. 施策の効果

化学物質の製造段階から廃棄段階までのすべての段階を考慮にいたった包括的かつ効率的なリスク評価手法を確立し、「持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)2020年目標」(注)の確実な達成を図る。

(注) 2002年9月に開催されたWSSDにおいて合意された世界共通の中長期目標：「2020年までにすべての化学物質による健康及び環境への影響を最小化する」

優先評価化学物質等のリスク評価等実施・向上事業

70(51)百万円 [H23(H22)]



→ 製造から廃棄までの全段階を通したリスク評価手法が必要

【概要】

化学物質及び含有製品の長期使用・廃棄段階におけるリスク評価手法の検討

当面のスクリーニング・リスク評価手法の課題の抽出・分析

化学物質の製造から廃棄までの全段階でのスクリーニング・リスク評価手法の試行・改良

化学物質の製造～廃棄までの包括的なリスク評価の実現